

# 飛島村 橋梁個別施設計画

平成31年 3月

飛島村 開発部 建設課

## 飛島村 橋梁個別施設計画

### 1. 計画の概要

飛島村が管理する橋梁は98橋あり、橋長15m以上のものが5橋、2m以上15m未満のものが93橋となっている。本村では、排水路を跨ぐ橋梁が大部分を占めており、また、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、今後の急速な高齢化の進行が予想されるため、適切な維持管理が求められる。

### 2. 維持管理の現状

平成21年度に橋長15m以上の5橋、大型車の通行量が多い15m未満の6橋を遠方目視で点検し、平成22年度に11橋に対して橋梁長寿命化修繕計画を策定した。その後、平成25年の道路法改正を受け、平成26年7月より道路管理者は、全ての橋梁等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階で診断することとなった。

本村では、平成26年度より、「橋梁点検要領（案）（愛知県建設部）」に基づき近接目視による橋梁定期点検を開始し、その点検結果を基に個別施設計画を策定した。

### 3. 目的

今後、急速に増大する高齢化した橋梁の維持管理に対応するため、従来型の「事後的な修繕・架替え」から「予防的な修繕及び計画的な架替え」へと円滑な政策転換を図る必要がある。

本計画は、構造物の機能及び利用者の安全性に影響すると考えられる損傷を早期に把握し、地域の道路網の安全性及び信頼性を確保することを目的とし、点検及び修繕を行っていくものとした。

### 4. 健全度評価

点検結果は、近接目視の結果を4段階の健全度区分により評価する。

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

### 5. 優先度判定（③対策の優先順位の考え方）

点検の結果、対策が必要と判断された損傷に対して、限られた予算で維持補修を行うには、優先度を付け工事計画を立案する必要がある。優先度の考え方を以下に示す。

- ・主部材の損傷状況 主桁、床版等の主部材の損傷が著しい橋梁の修繕を優先
- ・塗装系 劣化が早い塗装系の橋梁を優先
- ・適用示方書 古い基準が適用されている橋梁の修繕を優先
- ・主桁の端部 劣化が早い主桁の端部の修繕を優先
- ・交通量 利用度の高い橋梁の修繕を優先
- ・大型車交通量 大型車交通量が多く、床版の疲労劣化の著しい橋梁の修繕を優先
- ・路線の重要度 重要路線に位置する橋梁を優先
- ・橋梁の重要度 橋長が長く、代替路のない橋梁を優先
- ・政策的判断 改修計画のない橋梁を優先

## 6. 対象施設

本村では、平成26年度より近接目視による定期点検を開始した。

平成26年度には94橋、平成27年度には3橋、平成28年度には1橋の点検を実施し、1巡目の点検サイクルが完了しており、平成31年度より2巡目の点検サイクルの開始を予定している。

現在までの点検結果を基に、優先順位を考慮した結果、別表のとおり対象施設の点検・修繕計画を作成した。





